

青森市長

鹿内 博 様

地域の農業振興に関する要望書

平成27年10月15日

青森市農業委員会

平成27年9月16日に開催の第3回青森市農業委員会農業振興部会
において、地域の農業振興に関する下記の要望事項が満場一致で決議さ
れましたので、下記のとおり要望いたします。

記

1. 親元就農支援制度について ----- 1

親元就農支援制度について

青森県の基幹産業と言われる農業は、担い手の高齢化に伴い危機的状況にあり、不耕作地が広がり耕作地に悪影響を与え、また、将来の担い手となるべき若者がいなくなることによって、農業ばかりか地域の行事等にも影響が出ております。

農業就業人口が著しく減っていくなかで、その解決の最も近道であるのは、「親元就農の促進」です。

国では、担い手を確保していくための方策として、新たに農業経営を行う45歳未満の者を対象に「青年就農給付金」制度を創設し、農業を始めてから経営が安定するまでの支援策を講じています。この制度は、親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象となりますが、独立しない親元就農は含まれません。

子が親元就農した場合、経営の適正規模化を図るために、基幹的労働力の増加分に見合った規模拡大が必要となり、それが達成するまでの間にかかる経営費や家計費が過重な負担となります。子への給付金もしくは経営主への経費助成によって、この負担を軽減する措置の導入が必要です。その支援額は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための「青年就農給付金」制度や「農の雇用事業」の水準（月額最大10万円程度）を目安にすべきものと考えます。

「青年就農給付金」制度では、親元就農の場合、親元就農から5年以内を支給対象の要件としておりますが、子が20代、30代前半と若いうちは、通常、親も40代、50代と農業経営者として働き盛りであり、近い将来（例えば5年以内など）、親の経営を継承するとは簡単に言いきれない状況にあります。

農地が農地として継続・維持されていくための方策として、親元就農は最も効率的であることは言うまでもありません。子は地元に住居し、自らが家庭を築き、さらに子を産み育てます。

親が営んできた農業を子が進んで継承できる環境づくりの一つとして、将来的に最も担い手もなる可能性が高いと見込まれる「まだ独立してしない親元就農者」に対しても支援し、地元で定住してもらう政策が必要であると考え、青森市に対して、以下のことを要望します。

記

《メリット＝狙い》

1. 農業経営者の後継者（若手農業従事者）の確保
2. 後継者を確保した農業経営者の経営支援
3. 親元就農者が将来地域農業の担い手として定着

【対象者】 市内に住所を有し、かつ、市内で農業経営を行う認定農業者の子で、以下①～④の要件を全て満たす者

- ① 現在、親と同居し、親が経営する農業に従事しており、将来親の農業経営を引き継ぐことが確実であると見込まれる者
- ② 親を経営主とした家族協定を締結し、農作業の役割分担、毎月の労働報酬の額が明記されている者
- ③ 前年度の年間農業従事日数が 200 日以上である者
- ④ 年齢が 40 歳未満である者

※上記①～④は支給先を子とする場合であり、支給先を親とすることも可。

【交付額】 年額 120 万円程度（最長 5 年間）※青年就農給付金並み
ただし国の青年就農給付金受給者は除く

【対象経費】 後継者（子）の労働報酬

平成27年9月16日

「第3回青森市農業委員会農業振興部会決議」

平成27年10月15日

青森市農業委員会

会長 福士修身